

改正後	改正前
<p>第1条 略 (対象)</p> <p>第2条 最低制限価格制度の対象とする業務委託は、競争入札に付す業務のうち、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 予定価格が<u>50万円を超える</u>測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償コンサルタント業務</p> <p>(3) 略</p> <p>第3条から第6条 略</p> <p><u>附 則</u> この要領は、令和4年4月1日から施行し、同日以降に入札公告又は指名通知を行う競争入札から適用する。</p>	<p>第1条 略 (対象)</p> <p>第2条 最低制限価格制度の対象とする業務委託は、競争入札に付す業務のうち、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 予定価格が<u>1,000万円以上</u>の測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償コンサルタント業務</p> <p>(3) 略</p> <p>第3条から第6条 略</p>